令和４年８月５日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の
取得に対する配慮に関して

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働大臣から日本医師会長あてに標記依頼がなされておりますので情報提供いたします（下記参照）。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

●日本医師会通知より引用

今般、新型コロナウイルス感染症の急拡大による医療のひっ迫を回避し、医療機関や保健所が重症化リスクのある方への対応を確実に行うことができるよう、後藤茂之厚生労働大臣より本会に対し、標記の周知方依頼がありました。

本件は、職場や学校等において従業員や生徒等が新型コロナウイルス感染症の患者又は濃厚接触者となった際、療養又は待機の開始・終了時に、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類等は求められていないことについて、改めて情報提供するものです。

また、やむを得ず証明を求める必要がある場合にあっては、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等や、自らMy HER-SYSで取得した療養証明書等により、確認を行うこととされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、会員に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本件については、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、経済同友会等の経済団体に対しても、周知依頼がなされていることについて、申し添えます。

（参考）
【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】
https://www.med.or.jp/login.html
https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

大阪府医師会地域医療１課（06-6763-7012）